

□新規 ■継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	民生委員・児童委員の活動支援の充実について
---------	-----------------------

要 望 先	国	厚生労働省社会・援護局
	県	健康福祉部健康福祉政策課

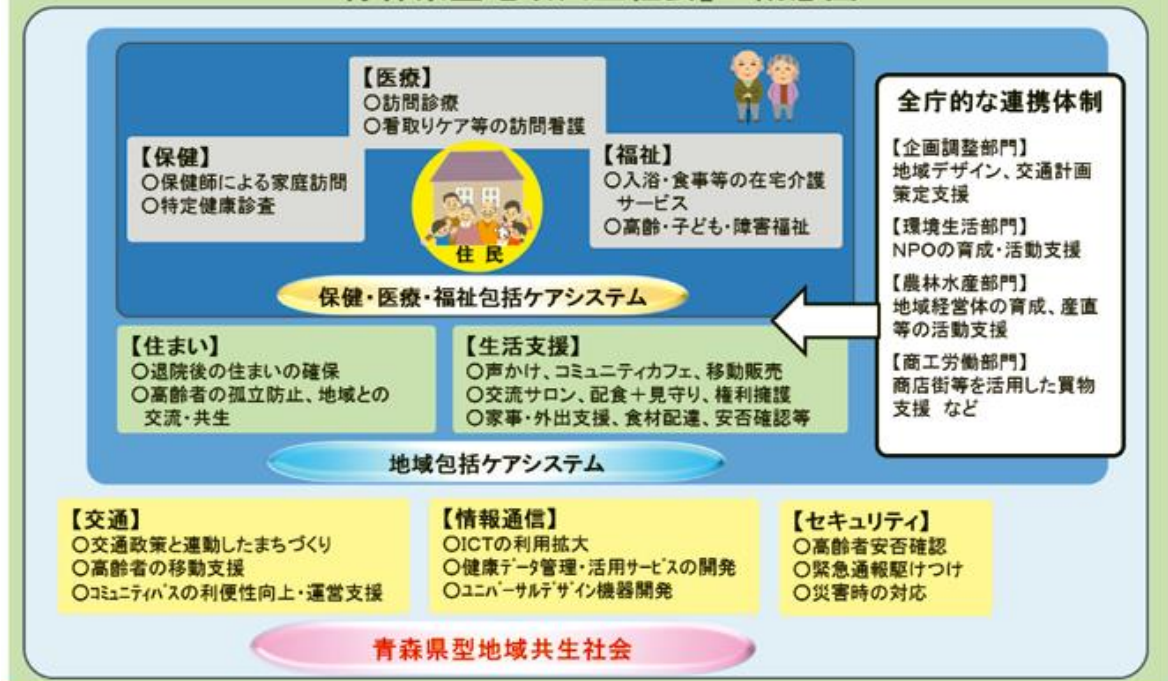
要 望 内 容	<p>○ ボランティアを原則とする民生委員制度の抜本的な見直しを図り、将来に向けて持続可能な制度を確立することに係る国への働きかけについて</p>																
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市の民生委員の充足率は、全国及び県よりも低く推移し、担い手不足が深刻化している状況の中で、民生委員の不在は地域福祉にとって大きな課題となっております。</p> <p>＜充足率推移：一斉改選時＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年</th> <th>平成28年</th> <th>令和元年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国平均</td> <td>97.1%</td> <td>96.3%</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>青森県</td> <td>95.1%</td> <td>94.3%</td> <td>92.7%</td> </tr> <tr> <td>弘前市</td> <td>94.7%</td> <td>92.5%</td> <td>90.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 委員の高齢化が進み、就任時の平均年齢が上昇している状況にあります。（令和元年改選時：平均66.1歳）</p> <p>○ 活動の基本である見守り活動（対象者宅訪問）、地域福祉活動に加え、近年は関係機関との連携が重要視されるようになり、地域ケア会議や要保護児童ケース会議といった個別事案の検討会議への出席を依頼されるなど、これまで以上の活動が求められております。</p> <p>○ 民生委員活動費については、県が令和3年度における単価の見直しを行い、1,900円増額の年53,000円となっております。しかし、依然として国の地方交付税算定額年60,200円との隔たりがあります。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>○ 県においては、地方交付税に算入されている民生委員活動費年60,200円及び地区民児協活動推進費年250,000円に関し、同等額を活動費等として支弁できるよう財政支援をお願いいたします。</p> <p>○ 国においては、民生委員・児童委員の拡大する役割に応じた報酬制度の創設や活動に応じた費用弁償の支給等を検討し、ボランティアを原則とする民生委員制度の抜本的な見直しを図り、将来に向けて持続可能な制度を確立することについて、国への働きかけをお願いいたします。</p> <p><b>【効果等】</b></p> <p>○ 民生委員・児童委員の活動支援が充実し、担い手不足が解消されることにより、国や県が目指している「地域共生社会」の実現に大きく寄与する効果が得られます。</p>		平成25年	平成28年	令和元年	全国平均	97.1%	96.3%	95.2%	青森県	95.1%	94.3%	92.7%	弘前市	94.7%	92.5%	90.5%
	平成25年	平成28年	令和元年														
全国平均	97.1%	96.3%	95.2%														
青森県	95.1%	94.3%	92.7%														
弘前市	94.7%	92.5%	90.5%														

民生委員・児童委員の活動環境の整備



「地域共生社会」の実現

「青森県型地域共生社会」の概念図



<参考事項>

(当市における支援内容 <民生委員等活動支援事業>)

【民生委員活動費の市費上乘せ】

平成24年度～ 全国民生委員互助共励事業会費相当分

(民生委員1人当たり1,900円)を活動費に上乘せして支給

令和3年度～ 全国民生委員児童委員連合会費、県民生委員児童委員協議会会費、

市民生委員児童委員協議会会費相当分(民生委員1人当たり

8,700円)を活動費に上乘せして支給

※各種会費相当分を市独自で実質負担

【弘前市民生委員児童委員協議会に対する補助金増額】

平成30年度 年398,000円(民生委員1人当たり1,000円)

令和元年度～ 年796,000円( " 2,000円)

【民生委員協力員制度の創設】

平成30年10月 民生委員の担い手不足解消と活動負担軽減を目的とした

「民生委員協力員制度」を創設

現在までの主な経過・参考事項

担当部課：福祉部福祉総務課

県の処理方針（健康福祉部 健康福祉政策課）

<p>経緯</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、民生委員法及び児童福祉法に基づき設置が定められ、市町村及び県の推薦を経て、厚生労働大臣に委嘱された「非常勤の特別職の地方公務員」として活動しており、本県では、令和3年7月5日時点で、中核市分を除き、定数2,247人、委嘱された者2,148人、欠員99人、充足率95.6%となっています。</li> <li>2 欠員の解消については各市町村において取り組んでいただいているところですが、なり手の確保が難しくなっている状況を踏まえ、県においても、平成28年には、市町村の意見を踏まえ、原則として75歳未満としていた民生委員の年齢要件を78歳未満へと引き上げています。また、平成30年度に地域住民を対象に、民生委員の役割ややりがい等を知り、興味を持ってもらい、新たな担い手に繋げることを目的に、民生委員活動啓発セミナーを県内3カ所（弘前市、十和田市、むつ市）で開催しましたが、セミナーに参加した住民アンケートでは、約9割が民生委員について理解したとしているものの、民生委員をやってみたいと考える方は約2割にとどまり、改めて、なり手の確保は大きな課題であることを認識しています。</li> <li>3 民生委員の活動に要する経費については地方交付税により措置されており、本県の民生委員の定数は国の基準定数を超過していることを踏まえ、県から市町村に交付する民生委員活動費の単価は地方交付税の基準を下回ったものになっていますが、民生委員の重要性の高まりを受けて、県では、平成29年度以降、民生委員活動費の単価の引き上げを行っているところです。</li> <li>4 国に対しては、民生委員が地域の支え合いのための重要な担い手として十分に役割を發揮できるように支援するため、令和3年6月に北海道・東北7県保健福祉主管部長会議において、「新たな支え合いの担い手である民生委員・児童委員の活動への支援措置を講じること。」、「民生委員・児童委員の活動費の算定根拠となっている地方交付税を増額すること。」及び「民生委員定数の参酌基準の見直し等について検討すること。」を要望しています。</li> </ol>
<p>処理方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 民生委員は、社会奉仕の精神をもって活動することを基本とし、実費弁償を受けて活動しています。 近年、少子高齢化、地域の連帯感の希薄化、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の福祉ニーズが複雑・多様化し、地域の支え合いの担い手として民生委員の重要性がますます高まっていることを踏まえ、県では民生委員活動費の単価の引き上げを行ってきたところです。 今後も、市町村と民生委員の定数について協議を行いつつ、民生委員の活動に要する経費についても引き続き検討していきたいと考えています。</li> <li>2 また、民生委員の活動への支援に関する国への働きかけについては、これまで北海道や東北各県と連携し、民生委員活動費に対する地方交付税措置の更なる拡充、活動のあり方やなり手不足の解消のための負担軽減策などの検討を要望してきたところですが、今後も、国の動向を注視しつつ、関係自治体と連携し対応していきたいと考えています。</li> <li>3 さらに、住民の民生委員活動への理解を深めるため、県の広報媒体を活用した広報を継続するほか、自治体や各種団体等の退職予定者向けセミナー等で民生委員活動を紹介するなど欠員の解消に向けた新たな取組を行うこととし、まずは、今年度は県職員退職予定者向けセミナーにおいて民生委員活動を紹介するチラシを配布することとしております。</li> <li>4 県としては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後も引き続き、地域福祉の担い手である民生委員の活動を支援していきます。</li> </ol>